

帯広市中小企業振興融資取扱い留意点

最終更新: 令和5年4月

融資対象 ～後継者等個人が株式買取資金を借入する場合の対象者要件については6ページを参照(例外扱い)

市内の中小企業者(個人、会社、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人)及び中小企業団体等で、事業計画が妥当で、貸付金の返済能力を有し、かつ原則として保証協会の保証対象業種を営む者。

○所在地の要件

- ①主たる事業所(帯広市への納税を行っている本社若しくは生産・製造・販売など事業活動を行う場)が市内にあること。
ただし、主たる事業所が市外であっても、従業員が常駐する事業所もしくは店舗の新設により市内へ進出する場合、保証料補給対象外の設備資金はご利用いただけます。
- ②小企業資金、ニューフロンティア資金、セーフティネット資金、設備資金及び運転資金のうち新事業進出にかかる融資資金(以下「保証料補給対象資金」という)を利用する者のうち、個人にあっては、市内に住居もあること。

○事業の継続性の要件

同一業種を1年以上営んでおり、現に継続して行っている事業に係るもの。
ただし、設備資金及び運転資金のうち新事業進出にかかる融資資金、新規開業支援資金及びニューフロンティア資金については、1年以上の事業実績を問いません。

○取扱金融機関の要件

市内在店で次の金融機関

北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行・帯広信用金庫
北見信用金庫・網走信用金庫・釧路信用金庫・十勝信用組合・商工組合中央金庫

中小企業者

中小企業信用保険法	業種	いずれかに該当するものが対象		
		資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
第2条第1項第1号	小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下	
	サービス業	5,000万円以下	100人以下	
	卸売業	1億円以下	100人以下	
	製造業等(建設業・運送業等を含む)	3億円以下	300人以下	
第2条第1項第2号	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
	旅館業	5,000万円以下	200人以下	
第2条第1項第5号	医業を主たる事業とする法人	-	300人以下	
第2条第1項第6号	特定事業を行う 特定非営利活動法人	小売業	-	50人以下
		卸売業又はサービス業	-	100人以下
		上記業種以外	-	300人以下

中小企業団体等

中小企業信用保険法	組合の種類
第2条第1項第3号	事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・農業協同組合・農業協同組合連合会・水産業協同組合・森林組合・生産森林組合・森林組合連合会・消費生活協同組合・消費生活協同組合連合会
第2条第1項第4号	協業組合
第2条第1項第7号	商工組合・商工組合連合会
第2条第1項第8号	商店街振興組合・商店街振興組合連合会
第2条第1項第9号	生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合・生活衛生同業組合連合会
第2条第1項第10号	酒造組合・酒造組合連合会・酒造組合中央会・酒販組合・酒販組合連合会・酒販組合中央会
第2条第1項第11号	内航海運組合・内航海運組合連合会

小規模企業者

中小企業信用保険法	小規模企業者の種類
第2条第3項第1号	常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社・個人
第2条第3項第2号	常時使用する従業員がその業種ごとに政令で定める数以下の会社・個人(20人以下の宿泊業・娯楽業)
第2条第3項第3号	事業協同小組合
第2条第3項第4号	事業に従事する組合員が20人以下の企業組合
第2条第3項第5号	常時使用する従業員が20人以下の協業組合
第2条第3項第6号	常時使用する従業員が20人以下の医業を主たる事業とする法人
第2条第3項第7号	常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の特定非営利活動法人

常時使用する従業員数について

- ・正社員、正職員(法人の役員、個人事業主を除く)。
- ・臨時社員、臨時職員、パートタイマーについては、雇用保険を掛けている者を常時使用する従業員数とする。

会社

株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社

商業(定義)

卸売業・小売業

運送業等

不動産業、貨物運送取扱業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険媒介代理業、郵便業、電気通信業、鉱業、土石採取業、木材伐採業

対象外の法人

学校法人・宗教法人

対象外業種

農業	果樹栽培、牛馬育成、養鶏、養蚕等
林業	育林等
漁業	海面漁業、こい養殖、きんぎょ養殖など
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合など
金融、保険業	ゴルフ会員券、商品券売買取業など
興信所	個人の身元調査を行なう興信所、探偵業など
娯楽業等	風俗関連営業、パチンコ、ストリップ劇場、競輪、競馬など
宿泊業	モーテル、ラブホテルなど
浴場業	ソープランドなど
民営職業紹介業	芸妓周旋業
農業サービス業	育苗センターなど
林業サービス業	狩猟業、植林請負業など
宗教その他	宗教団体、政治・経済・文化団体

融資の限度総額 ～各資金ごとの限度額は別表のとおり

小企業資金		
設備資金(工業団地取得及びパワーアップを除く)		
運転資金	60,000千円	
セーフティネット資金		
新規開業支援資金		160,000千円
設備資金(工業団地取得)		
設備資金(パワーアップ)		100,000千円
ニューフロンティア資金		130,000千円

資金別、総額ともに限度額を超過し実行した場合、一部繰上返済を求める場合がありますので限度額、既存借入額を確認してください。

貸付利率及び預託の考え方

帯広市中小企業振興融資制度の取扱いに係る預託方針のとおり。

貸付利率改定日 4月1日及び10月1日

償還方法 ～分割による償還については元金均等払のみの取扱いとし、元利均等返済でのお申し込みは受け付けておりません。**貸付期間**

運転資金(通常運転)及び小企業資金小口を除き1年を超える貸付期間とする。

一括返済

運転資金(通常運転)及び小企業資金小口は短期一括返済でのお申し込みも可能です。

借換

- ・保証協会の保証付の貸付金をセーフティネット資金で借換する場合に限り、資金の用途、種類にかかわらず、お申し込みいただけます。
- ・また、北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した小企業の運転資金どうし及び運転資金(通常運転)どうしについては、借換ができますが、異なる資金間の借換及び設備系資金から運転資金への借換は取扱っておりません。
※短期一括の借換(満期日における同時完済)は取扱できません。
(北海道の制度資金や金融機関の一般貸付金も保証付の貸付金であればお申し込みいただけます。)
- ・制度融資で借換を行う場合は、「増額借換」であることを必須とします(同額・減額借換は不可)

保証人

法人の場合は原則法人の代表者とします。

ただし、保証人の有無は金融機関と保証協会の審査によります。

融資あっせん申込書(様式第1号の1)に関する添付書類

	決算書 (2期分)	履歴事項 全部証明 書(法人 のみ)	誓約書兼 同意書及 び名簿	見積書・注文 書・契約書・ カタログ等 (資金使途が 設備資金)	資金別の添付書類
小企業資金	◎	◎	◎	◎	従業員数の確認できる書類 (運転資金の借換の場合は借換内訳書、保証書の写も添付)
設備資金	◎	◎	◎	◎	※資金使途により異なります。 ユニバーサルデザイン資金チェックシート(様式第1号の5) パワーアップ資金事業計画書(様式第1号の6) 土地売買契約書(写) 新事業進出等計画書(様式第1号の8)
運転資金	◎	◎	◎	—	(株式買取資金利用時の取扱いについては6ページを参照)
ニューフロンティア資金	◎	◎	◎	◎	ニューフロンティア資金事業計画書(様式第1号の9)
セーフティネット資金	◎	◎	◎	—	売上高比較調書(様式第1号の7)、特定中小企業者認定書、借換内 訳書、保証書の写 など
新規開業支援資金	—	—	◎	◎	(初回利用時)開業計画書(様式第1号の4)等

[その他必要添付書類]

- 1 認可・許可・届け出等の必要な業種については、その許可書等の写し。
- 2 法人で当期決算前の場合は、直近の残高試算表。
- 3 個人にあつては、決算書に代わる確定申告書(写)、青色決算書その他必要に応じ資金繰り予定表などの提出を求める。
- 4 設備資金において、契約前のときは、入居決定及び融資対象資金の額を確認できる書類などの提出を求める。また、見積書等を添付する場合は、「発行者の印鑑が押印されていること(注文書の場合は注文者。社印でも可、見積担当者の個人印のみは不可)」「一括払いとなっていること(割賦払い不可)」「購入物の設置場所等が市内となっていること(市外不可)」を要件とする。
- 5 新規開業支援資金における開業計画書は「事業者概要」「当初の想定事業費と資金調達計画」「開業に必要な費用の1/5以上の自己資金を有しているか(資金の利用要件)」「概ね1年間の収支計画」の記載がある任意様式でも可。
例)創業計画書・資金収支計画書(帯広商工会議所様式)、創業・再挑戦計画書(北海道信用保証協会様式)など
また、開業計画書等は新規開業支援資金の初回利用時のみ添付必須とし、2回目以降の利用時は不要とする(1回目の利用が他行の場合も不要)。
- 6 履歴事項全部証明書(写)は、12ヶ月以内のもの。(ただし、登記内容に変更がない場合に限りです。)
- 7 個人にあつては、印鑑登録証明書(写)12ヶ月以内のもの。(ただし、登録内容に変更がない場合に限りです。)

従業員数の確認できる書類

- ・法人市民税申告書20号様式
- ・法人事業概況説明書
- ・労働保険料申告書
- ・確定申告書(給料・賃金の内訳)
- ・事業所別被保険者台帳

金融機関から帯広市への報告

- ・融資実行報告書(様式第4号) 遅滞なく(実行後5日以内の提出をお願いします。)
 - ・融資繰上完済報告書(様式第5号) 遅滞なく
 - ・融資利用状況報告書(様式第6号) 翌月10日
 - ・融資残高報告書(様式第7号) 2月・5月・8月・11月の各10日
- ※実行報告書及び繰上完済報告書は、遅滞なく提出いただくことを基本としておりますが、事務簡素化の観点から、保証料補給金交付申請を伴う場合は、月末締め翌月15日までにまとめて提出する取扱いを奨励するもの。
ただし、事業主の意向により早急に保証料補給を希望する場合は速やかに提出願います。
※制度融資が代位弁済となった場合は、繰上完済報告書を備考欄に「〇〇年〇〇月〇〇日 代位弁済」と記載し、提出願います。

商工会議所から帯広市への報告

- ・帯広市融資あっせん状況報告書 (商工会議所にあっせん申込があった場合)翌月5日

運設併用資金あっせん申込時・融資利用可能枠確認時の取扱い

- ・あっせん申込書に「運転部分の実行額」「設備部分の実行額」を記載いただきます。
- ・「設備部分の実行額」はあっせん申込時の設備金額の添付資料と同額とします(残りの金額が運転部分の実行額)
- ・運設併用資金の融資利用可能枠確認時には運転部分の見込残高・設備部分の見込残高を実行額の割合と資金全体の約定弁済額から計算し、算出することとします。

例) 融資実行額10,000千円(運転部分の実行額6,000千円・設備部分の実行額4,000千円)、毎月の約定弁済額500千円、返済期間20ヶ月、10ヶ月経過時点の現在の残高を求める場合

- (1) 実行額割合を算出
～運転部分①60%、設備部分②40%
- (2) 運転部分と設備部分の約定返済額見込みを算出
～運転部分③300千円(500千円×①60%)、設備部分④200千円(500千円×②40%)
- (3) 運転部分と設備部分の見込み残高を算出
～運転部分の見込残高3,000千円(6,000千円－③300千円×10ヶ月)、
設備部分の見込残高2,000千円(4,000千円－④200千円×10ヶ月)

書類の記入に関する注意事項

様式第1号 帯広市中小企業振興融資あっせん申込書

- ・金融機関の担当者名、電話番号欄、郵便番号及び電話番号を記入すること。
- ・保証人欄は保証人を徴求する場合記載必須です。また、保証人が2名以上となる場合は欄を上下に2分割して記載すること。
- ・借換保証制度利用の場合、保証付借換内訳書の写しを添付すること。また、借換内訳書の「現在残高」とあっせん申込書資金使途欄の「借換金額」を一致させること。
- ・借換保証制度利用の場合で、借換する資金が市以外の場合は、保証書の写しを添付すること。
- ・返済方法欄における据置期間は必ず記載すること。

様式第4号 帯広市中小企業振興融資実行報告書

- ・保証料補給対象外資金であっても、必ず提出すること。
 - ・不実行の場合は、下段に理由等を記入し提出すること。
 - ・様式右上の「あっせん番号」は必ず記載すること。
 - ・「会社名・屋号」「代表者名」「住所」等の事業者情報が前回の利用時から変更した場合は備考欄に変更前の情報を記入すること。
- ※保証付となる場合は、必ず保証書を添付すること。(保証料補給対象外資金も含む)

様式第5号 帯広市中小企業振興融資繰上完済報告書

- ・保証料補給対象外資金であっても、必ず提出すること。
 - ・様式右上の「あっせん番号」は必ず記載すること。
 - ・「会社名・屋号」「代表者名」「住所」等の事業者情報が前回の利用時から変更した場合は備考欄に変更前の情報を記入すること。
- ※保証付の場合は、必ず「保証料返戻額表示」を添付すること。(保証料補給対象外資金も含む)

様式第6号 融資利用状況報告書

- ・毎月10日までに原本を提出すること。
- ・金融機関の印、提出年月日を記載すること。

様式第7号 資金別・金利別融資残高報告書

- ・年4回各月10日までに提出すること。
- ・資金別・利率別にまとめて提出すること。
- ・金融機関の印、提出年月日を記載すること。

保証料補給金交付申請の留意事項

保証料補給対象資金への保証料補給

- ・保証料補給対象資金(※1)を利用した際に上限額(※2)まで信用保証料を補助する制度です。
 - ※1 融資パンフレットの保証料補給欄に○がついている資金
 - ※2 年度毎(4/1～3/31)に融資額1,000万円に相当する保証料までとする。
(補給回数に制限はなし。上限額に達した場合においても次年度新たに補給可能)
- ・保証料補給金交付申請書は、実行後2週間以内の提出を原則とします。
- ・全ての資金を合算して請求願います。
- ・借換の場合、返戻される保証料を除いて支給します。(保証料補給金交付申請書に返戻保証料額表示を添付してください。)
- ・保証料補給金交付申請書は、据置あり、無し、混合の3種類あります。
- ・保証料補給金交付申請書の日付は記入し、請求書の日付は記入せずに提出願います。
- ・委任状 委任者は借受者、受任者は金融機関の本店支店長。(氏名まで記入)
- ・委任状の日付は記入願います。(申請書日付と同日)
- ・「税情報確認承諾書」を提出の際には、市税等滞納がないか今一度ご確認ください(法人成り・個人成り後の融資実行の場合は、「個人事業主」「法人」両方の税情報確認承諾書の提出が必要です)。

借換時の返戻保証料の取扱の考え方

- ①保証料補給対象上限額が返戻保証料額を上回っている場合
→全額保証料に充当する。(市が保証料補給していない返戻分についても充当します。要綱参照)
- ②保証料補給対象上限額を上回る返戻保証料額があった場合
→保証料補給対象上限額との差額分については、当初市が保証料補給した額と事業主負担額の割合に応じて配分します。

不動産業の留意事項

- ・個人事業主が不動産業者として制度融資をご利用いただく場合は、事業収入が給与を上回っており、確定申告を1年以上していることを条件とします。主たる事業が不動産業と認められない場合は、制度融資のご利用ができません。
- ・個人の不動産業において新規開業支援資金は利用できません。

その他の留意事項

- ・乗用車購入を目的に保証料補給対象資金を利用する場合、税抜車両本体価格300万円以内の車両とします。
- ・乗用車購入を目的に制度融資をご利用の場合、スポーツタイプや高級外国産自動車など個人の嗜好や事業を行う上で実用性を有しないものは対象としない場合があります。
- ・税抜車両本体価格300万円を超える乗用車を購入する場合は、保証料補給対象外資金をご利用ください。
※ただし、トラクター・ショベルカーなどの特殊車両はこの限りではありません。
- ・不動産取得に際して、手付・中間払等がある場合は、原則最終支払分のみが設備資金の区分となります。
ただし、手付・中間払等の都度、制度融資を利用する場合は設備資金でご利用できます。
- ・土地購入のみを目的に制度融資はご利用いただけません。
- ・市外への出店・土地購入・機械等設置を目的に制度融資はご利用いただけません(市内の経済活動に資する資金使途とする)。
ただし、ニューフロンティア資金の利用により、市外に営業拠点を設置する等販路拡大に資する事業内容の場合は、この限りではありません。
- ・車両取得資金については融資実行後に車検証を提出していただきます。また、原則として車検証の内容が「所有者の氏名又は名称:借主」「使用者の氏名又は名称:借主」「使用者の本拠の位置:帯広市内」となることを条件とします。
- ・法人成りの場合は、個人事業主時代の開業日を事業開始日として事業継続年数を判断します。また、法人の決算期が2期に満たない場合は、個人事業主時代の確定申告書を不足期分添付してください(個人成りの場合も同様の考え方)。
- ・個人事業主が事業承継を行った場合は、開業届等で事業を引き継いだことが確認できれば前個人事業主の開業日から事業継続年数を判断します。
- ・業種の考え方は「日本標準産業分類」に準拠します。
- ・制度融資の条件変更(一部内入れの場合も含む)を行う場合は、市への事前の申請・承認を必須とします。

特定中小企業認定書＝セーフティネット保証制度対象者

- ・市町村長の認定により、保証料率が軽減され、保証限度額が別枠となる
- ・帯広市の融資以外利用の場合でも、認定書発行が可能
- ・該当中小企業者

【中小企業信用保険法第2条第5項】

1号 連鎖倒産防止(国が告示)

民事再生手続開始の申立てを行った大型倒産事業者に売掛金等債権(50万円以上または取引規模20%以上)を有している中小企業者。

2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限(国が指定)

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と取引を行っていることにより売上等が減少している中小企業者で取引依存度が20%以上で、事業制限後の3ヶ月間の売上高等が前年同期の△20%以上の場合。

3号 突発的災害(事故等で国が地域を指定)

指定地域内において、一年以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期マイナス20%以上の見込みである中小企業者

4号 突発的災害(自然災害等で国が地域を指定)

指定地域内において、一年以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3ヶ月間の売上高等が前年同期△20%以上の見込みである中小企業者。

5号 全国的に業況が悪化している国が指定した業種で以下のいずれかに該当

(イ) 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。

(ロ) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

6号 取引先金融機関の破綻

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者

7号 金融機関の再編等による貸出減少

指定金融機関(国が期間を定め指定)の借入残高の全体金融機関の総残高に占める割合が10%以上で、当該指定金融機関からの借入残高が前年同期比△10%以上で、全体金融機関からの総残高が前年同比で減少している中小企業者。

8号 金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

(株)整理回収機構又は(株)産業再生機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業計画を作成し、金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること、かつ、(株)整理回収機構に対する債務の返済条件変更を受けていること、又は(株)産業再生機構法に規定する支援決定を受けている者。

【中小企業信用保険法第2条第6項】

危機関連保証

金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること、かつ、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者。

認定書は2枚一組(認定用、市控用)

保証料補給対象資金をお申し込みの際、認定要件を満たしている場合は必ず申請してください。

また、共通添付書類として商業登記簿謄本(法人)、印鑑証明書(個人)、決算書2期分、許認可証を提出いただきます。

5号認定の直近とは

申請月の前月末現在を基本とします。

5号認定の添付書類

5号認定においては、申請書の他に要件確認用の添付書類を合わせて提出してください。

7号認定の直近とは

申請月の前月末現在の残高数値を限度とする

ただし、市が残高数値を翌々月の10日までに認定できるものまでは、取り扱いを行う

例

3月末残高数値	4月30日申請	○
3月末残高数値	5月11日申請	×
3月末残高数値	5月10日認定	○

7号認定の指定金融機関

・複数合算でも良い。

7号認定の借入残高の内容

- ・短期借入金のうち手形貸付は入れるが、割引手形は含めない。
- ・役員借入は含めない。
- ・当座貸越、事業カードローンは含める。
- ・各事業団等の借入金は含めない。

期中管理

期中管理について、モニタリングが義務付けられている保証制度に関しては、下記の通り適切に対応してください。

- 1 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者、または中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証制度)の特例中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、信用保証協会の定めに基づき、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。(危機関連保証制度に関しては、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。)
- 2 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。(危機関連保証制度に関しては、報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。))中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。)
- 3 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- 4 取扱金融機関が上記2の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出する

パワーアップ資金について

利用条件:原則2名以上の雇用の増加を伴う事業規模の拡大や経営の効率化等に係る設備資金

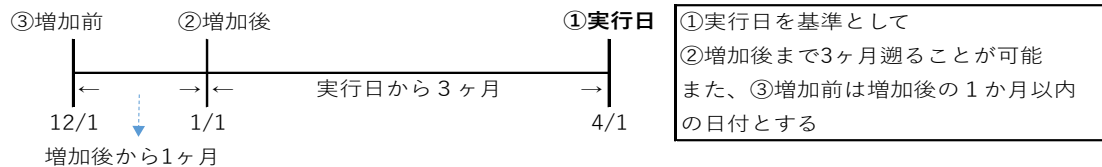
【雇用増加「2名以上」の定義】

- ・役員を含まない「正社員」の増加とします。また、正社員の定義は「雇用保険を適用している社員」とします(小企業資金と同様)。
 - ・雇用数の増加は純増数で判断します。
- 例)2名増加し、1名減少した場合は2-1=1名の増加とみなす

【雇用増加確認のタイミング】

- ・融資実行後の3ヶ月以内を目安に確認することとします。
- ・ただし、融資実行前に先行して雇用を増加している場合は、雇用増加確認のタイミングを融資実行(予定)日から3ヶ月を目安に遡って確認できることとします。

～雇用増加のタイミングを遡る場合のイメージ～



【雇用増加の確認書類】

- ・ハローワークにて発行できる「事業所別被保険者台帳」とします。
- ・事業所別被保険者台帳は原則①実行時点②実行後の雇用増加時点に提出するものとします。

【雇用増加未達の場合の罰則】

- ・商業労働課の内部協議により、罰則(あつせん取り消し等)を決定します。

事業承継により後継者等個人が法人の株式買取資金を制度融資で借入する場合の取扱い

- ・市の制度融資は融資対象者が中小企業者であることを要件としていますが、事業承継により「後継者等個人が法人の株式買取資金を借入する」場合は例外的に制度融資を利用可能であることとしています(利用可能な資金メニューは「通常運転資金」のみ)。
- ・本取扱いによる制度融資利用時は「株式を売買される法人の主たる事業所が市内にあること」を条件とします(借入をする個人の居住要件は問わない)。
- ・株式売買時の付帯費用(事務手数料・契約書印紙代等)も融資対象となります。
- ・本取扱いによる制度融資利用時においてはあつせん申込書の備考欄に「株式買取資金利用(事業承継)」等と記載してください。
- ・本取扱いによる制度融資利用時の必須添付資料は以下の通りです。
 - 株式売買金額がわかるもの(株式譲渡契約書など)
 - 事業承継による株式売買であることがわかる書類(株主総会議事録など)
 - 株式を売買される法人の主たる事業所がわかるもの(商業登記簿謄本など)